

○分岐立会確認細目

(平成 10 年 4 月 1 日)

この細目は、福島市水道局給水装置工事分岐等立会要綱（昭和 62 年水道局要綱第 2 号）第 5 条に規定する立会の確認事項の細目について定めるものとする。

（接合方法、施行等の確認）

- 1 管種別接合方法、施行等が給水装置設計施行指針に基づき実施されたかを確認する。

（使用材料、材質の確認）

- 2 分岐からメーターまでの使用材料の構造及び材質は、水道事業管理者が指定したものを使用しているか確認する。

（施行写真による確認）

- 3 立会の出来なかった箇所については、施行写真を徴し、確認する。

附 則

- 1 この細目は、公布の日から施行する。
- 2 分岐立会確認細目（昭和 62 年 3 月 18 日）は廃止する。

附 則

この細目は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。